

Title	EU国際私法における反致：2012年のEU相続統一規則と反致との関係について
Sub Title	Renvoi in European private international law.
Author	北澤, 安紀(Kitazawa, Aki)
Publisher	慶應義塾大学
Publication year	2024
Jtitle	学事振興資金研究成果実績報告書 (2023.)
JaLC DOI	
Abstract	国際私法統一規則と反致との関係について検討するため、本研究においては、近時の一連のEUの国際私法統一規則と反致との関係について分析を続けている。EUの国際私法統一規則である、契約債務の準拠法に関するローマI規則、契約外債務の準拠法に関するローマII規則、離婚及び法定別居の準拠法分野に関するローマIII規則は反致を排除しているのに対し、2012年の相続統一規則の第34条は転致を認めている。このような反致に対する態度の差異は、いかなる理由に基づくものであるのかを検討したが、その理由の分析はまだ解明できず、研究実績は途中経過に留まった。 This study on Renvoi in European Private International Law analyzed an attitude towards renvoi in the EU regulations.
Notes	
Genre	Research Paper
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=2023000010-20230019

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the Keio Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

2023年度 学事振興資金（個人研究） 研究成果実績報告書

研究代表者	所属	法学部	職名	教授	補助額	300千円 (A)
	氏名	北澤 安紀	氏名（英語）	Aki Kitazawa		
研究課題（日本語）						
EU国際私法における反致－2012年のEU相統統一規則と反致との関係について－						
研究課題（英訳）						
Renvoi in European Private International Law.						
1. 研究成果実績の概要						
国際私法統一規則と反致との関係について検討するため、本研究においては、近時の一連のEU の国際私法統一規則と反致との関係について分析を続けている。EU の国際私法統一規則である、契約債務の準拠法に関するローマⅠ規則、契約外債務の準拠法に関するローマⅡ規則、離婚及び法定別居の準拠法分野に関するローマⅢ規則は反致を排除しているのに対し、2012年の相統統一規則の第34 条は転致を認めている。このような反致に対する態度の差異は、いかなる理由に基づくものであるのかを検討したが、その理由の分析はまだ解明できず、研究実績は途中経過に留まった。						
2. 研究成果実績の概要（英訳）						
This study on Renvoi in European Private International Law analyzed an attitude towards renvoi in the EU regulations.						
3. 本研究課題に関する発表						
発表者氏名 (著者・講演者)	発表課題名 (著書名・演題)	発表学術誌名 (著書発行所・講演学会)	学術誌発行年月 (著書発行年月・講演年月)			
北澤安紀	判批	ジュリスト臨時増刊1583号	2023年4月			